

介護保険法等に規定する指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

〔平成27年3月10日〕
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

株式会社無双が開設している指定居宅サービス事業者等に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号の規定に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 株式会社無双
代表者名 代表取締役 堀部 紘史
所在地 旭川市神楽岡12条5丁目2番4号

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
指定訪問介護事業所 あいりす	訪問介護及び介護予 防訪問介護	平成26年3月10 日	旭川市神楽岡12条 5丁目2番4号

3 処分内容

- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。
(平成27年4月1日から平成27年9月30日までの6か月間、新規利用者の受入停止とする)

サービスの種類	根拠法令
訪問介護及び介護予防訪問介護	介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号
処分日	平成27年2月13日
処分通知到達日	平成27年3月6日

4 処分の原因となる事実

- (1) 勤務していない従業員がサービス提供を行ったとして、介護報酬を不正に請求した。

【不正の内容】

平成26年3月から6月にかけて行われた訪問介護サービスにおいて、出勤していない職員がサービス提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を不正に請求した。

5 当該事業所の現状

平成26年8月から事業を事実上休止している。